

7. 見積書の注意事項



- 2者以上から見積書を徴収しているか
- 見積書の金額が(税込)100万円以上の場合には本社が市内にある事業者から見積書を徴収しているか
- 見積書に宛先(申請者名)、発行日、見積有効期限(申請時点で有効期限内であること)が入っているか?
- 防災設備の場合には、まちの防災設備である旨を適切な方法で表示するための名入れ費用が見積書に含まれているか?
例：○○町内会 防災倉庫 、△△自治会 防災掲示板

令和〇年〇月〇日

見積書

○○町内会 様

株式会社○○ 会社印

以下の通りお見積り申し上げます。
見積期限 : 発行後〇日以内

工事名 : △△設置工事

見積金額 : ○○○,○○○円（税込）

品名・規格	金額
○○物置	△△△,△△△
組立費	△△,△△△
基礎工事費	△△,△△△
名入れ費	△△,△△△

<防災設備の場合>
名入れ費用も忘れずに！



防災設備は土地、建築物、工作物に定着するものに限ります。アンカー工事等、メーカー推奨の工法で施工してください。
※見積書にはメーカー推奨の工法が分かる書類も添付してください。